

観光と地域活性化に関する調査特別委員会の設置決議

1. 付託事件

観光の積極的な振興と地域の活性化を図るため、調査・研究を行う。

2. 調査権限

地方自治法第 110 条に基づき調査を行う。

3. 調査期限

調査期限は、1 に掲げる事件の調査が終了するまで、閉会中もなお継続審査することができる。

4. 委員定数

本特別委員会の委員は、10 人とする。

5. 調査経費

本特別委員会の調査に要する経費は、平成 22 年度においては 399, 178 円以内とする。

平成 22 年（2010 年）4 月 28 日

那 覇 市 議 会